

(あて先) 吉川市教育委員会教育長

各小中学校保護者 様

(記入日) 令和 ●年 ●月 ●日

吉川市教育委員会教育総務課長

保護者氏名 ●● ●●

学校給食の(停止・再開)について、次のとおり申し出ます。

学校名	●●小学校
学年・組	●年 ●組
児童・生徒氏名	●● ●●
停止・再開希望日	<input checked="" type="checkbox"/> 停止 令和6年 6月 3日から令和6年 6月27日まで ※停止期間は最長で年度末までです。 <input type="checkbox"/> 再開 令和 年 月 日
停止・再開を希望する学校給食の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 全給食(停止・再開) <input type="checkbox"/> 飲料のみ停止・再開(月途中の停止) <input type="checkbox"/> 飲料を除く学校給食全 上記内容を変更する理由 <input checked="" type="checkbox"/> 病気・けが等による長期 <input type="checkbox"/> その他学校長が認め

停止期間が決まっている場合は、記入してください。

学校受領日の翌日以降から停止できます。  
 ※(例)停止希望日が5/15でも、学校が届書を受領した日が5/16の場合、5/17から停止扱いとなります。5/15.16は給食を喫食していても給食費は発生します。(郵送の場合は余裕を持って提出して下さい。)  
 必ず停止希望日の前日までに提出をお願いいたします。

《以下の内容をご確認ください》

- ※この届書は給食停止・再開を希望する場合に提出してください。
- ※給食を停止・再開を希望する日の前日まで(土日祝日を除く)に学校へ届書を提出してください。郵送する場合は前日までに学校必着です。遑って停止・再開することはできません。
- ※病気やけが等で連続して6回以上(土日祝日を除く)給食を停止する場合、届出することができます。好き嫌いによる停止は出来ません。
- ※兄弟姉妹で届け出る場合は個別に届出が必要です。

【学校確認欄】

受領日: 令和 年 月 日 受領者: \_\_\_\_\_

給食センターへの連絡:  済

学校給食停止及び再開の申し出について(通知)

日頃より、学校給食事業につきましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
 本市は、学校給食法第4条の規定に基づき、全ての児童・生徒に学校給食を提供させていただいております。一方で、児童・生徒がけがや病気等正当な理由により6日以上継続して学校給食の提供を受けなくなり、かつ保護者から給食停止の申し出があった場合には、提供を中止し給食費についても返金(月ごとに喫食した回数を徴収)する取り扱いを行っております。  
 なお、令和6年度提供分から給食の停止や再開の申し出をする際は、内容の齟齬が生じないように電話等口頭での申し出から、別紙「学校給食停止・再開届書」(以下「届書」という。)を各学校へ提出していただく取り扱いに変更となりますので、下記のとおりお知らせいたします。また、食材調達の都合により、喫食していなくても「届書」の提出がない場合は、給食費が発生しますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 給食を停止・再開する際の申出方法
  - 【変更前】 令和5年度まで 口頭による申し出
  - 【変更後】 令和6年度から 別紙「学校給食停止・再開届書」による届出  
 ※「届書」は市のホームページからもダウンロードできます。
- 2 提出する際の注意事項
  - (1) 届出については、給食の停止・再開希望日の前日まで(土日祝日を除く)に直接各学校へ「届書」を提出してください。なお、郵送の場合は希望する日の前日までに学校必着をお願いいたします。
  - (2) 令和6年度当初の給食初日より給食の停止を希望する場合は、食材発注の都合上、令和6年3月29日(金)までに「届書」を学校へ提出(郵送可)してください。(小学6年生は進学する中学校へ提出) ※ 詳細については別紙Q&Aを参照
- 3 給食センターでの対応日
  - (1) 給食停止の場合  
 停止希望日もしくは学校が「届書」を受領した翌日  
 ※遑って停止することはできません。
  - (2) 給食再開の場合  
 再開希望日
- 4 給食費について  
 給食を停止・再開した場合、食べた回数が決定した翌月以降に返金もしくは、翌月以降の給食費徴取の際に調整します。